

エデュ・Café 報告

本年度、各地域11か所で開催している教育未来会議「エデュ・Café」ですが、残すところ2会場となりました。まだ参加されていない方は、地区を問わず、都合のあう会場へぜひお越しください。保護者の皆さん、地域の方々の声をいただきながら、今後の教育行政の参考とさせていただく懇談会です。以下にこれまでに話し合われた内容を紹介します。

- ◆インターネットや携帯、スマートフォンの危険性、子どもへの与え方、使い方について大人も子どもも一緒に学んでいく必要があるのではないか。
- ◆家庭学習時間について、家庭での取り組み方や学校の普段の宿題との兼ね合い。子どもの状況によっては親も子どもも、負担に感じる場合もある。
- ◆学校での教育はもちろんだが、教育の根本である家庭教育がしっかりとされているかどうかという点も重要なので、家庭での教育についても考えるべきではないか。
- ◆来春開校予定の清陵高校附属中学校についての情報交換。
- ◆「なるには教育」や「無料塾」に関係した話から、学校と保護者が関わり合いを持つ機会を多く持ちたいという要望も出されました。

International Day インターナショナルデイ

昨年度から始めた「教育の町」づくりの一環として、9月から10月にかけ、富士見小・本郷小・富士見中ではインターナショナルデイが行われました。普段と違うNLT・ALTの先生や、英語を話すボランティアさんたちと一緒に、英語にたっぷり触れて、使ってみるという時間を過ごしました。

◆小学校でのインターナショナルデイの様子



Who's missing?
誰がいないかな?
ゲームで先生の名前を覚えよう!



変身ジャンケン
動物やロボットになって対決!
負けると相手と同じものに変身します。

◆本郷小保護者の感想から…

- ・とても楽しそうに体を使いながらのプログラムでよかったです。見ている方も楽しかった。
- ・子どもたちが目をキラキラさせて楽しんでいる姿を見てることができて嬉しかった。
- ・子どもたちの一生懸命聞き取ろうとする態度が印象的。
- ・体験型学習で自然に英語が口から出てくるように感じられた。
- ・一人ずつ質問をする機会があり、ありがたい。

境小学校は11月13日(水曜日)に開催予定です。保護者はもちろん地域の皆さんもぜひ参観にお出かけください。



教育委員会だより

第
95
号

平成25年11月1日発行
富士見町教育委員会編集
☎62-9235
kodomo@town.fujimi.lg.jp

11月
定例教育委員会
11月6日(水)
午前9時30分より
役場2階
教育長応接室
傍聴歓迎!

子どもに関する
なんでも相談
月曜日～金曜日
午前8:30～午後5:15
☎62-9233
家庭・教育相談員
(鈴木)

今月の
エデュ・Café
日程のお知らせ

- ◆11月14日(木)
若宮公民館
- ◆11月21日(木)
桜ヶ丘公民館
(今年度最終回!)
- いずれも
午後7時から
問 ☎62-9235

第2回親守詩長野大会 受賞作品の紹介

親守詩とは明星大学教授・玉川大学院講師である高橋史朗氏が提唱している「子が親を思って歌う詩」のこと。この長野大会では子どもの作った親守詩に親が返歌をつけた親子の詩が募集され、多数の応募作品の中から富士見町教育長賞に以下の作品が選ばれました。

「おかあさん やっとのれたよ じてんしゃに
はなすこのてに ねがいをこめた」
(富士見小学校1年 原田清音さん)

上の句をお子さんが歌い、返歌として下の句を親が歌う。普段はなかなか言えないことも、こんな歌にのせれば伝えられるかもしれませんね。皆さんご家庭でも、お子さんと一緒に「親守詩」を歌ってみてはいかがですか？



新教育委員長・職務代理者の紹介

10月1日 教育委員会臨時会において、以下のとおり教育委員長、委員長職務代理者が選任されました。任期はいずれも1年間です。

教育委員長：小池 知笑（小六）
委員長職務代理者：五味 一（平岡）

定例教育委員会 傍聴者歓迎！

10月9日（水曜日）定例教育委員会を清泉荘で行いました。傍聴者が増えることを願って行っている移動定例教育委員会の取り組みです。

次回定例教育委員会は11月6日役場（2階）教育長応接室で開催します。町の教育行政にかかわる会議の様子を見に来ませんか。ぜひ、傍聴にお出かけください。

連載5

「子どもの権利条約」 って、知ってる？

第3条 子どもにいちばんの幸せを、ね。



この子どもの権利条約には全部で54の条文があります。
今回は、第3条を紹介します。

1. 法律をつくるとき、法律に合わせて何かするとき、何が“いい”か“わるい”か決めると、そのほかいろいろあるけど、ぼくら子どもについて大人が何かするときは、ぼくら子どもにいちばんいいように、ということをまず考えてほしい。（2項以下後略）
(「子どもによる子どものための権利条約」より引用)



【政府訳】…第3条1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に關し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

11月17日（第3日曜日）は
家庭の日・家庭読書の日

晩秋のひととき、ゆったりと読書をしたり、時には元気にスポーツで汗を流したりと、家族で過ごす時間を持ちましょう。

編 集 後 記

各学校で行われているインターナショナルデイ。英語を話すお客様との交流に目を輝かせ、楽しそうに体を動かしたり、質問をしたりする子どもたち。世界のほかの国のことや英語などに興味を持つきっかけになったでしょうか。（G）

